⑪ 防 衛 省

法人名	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構(平成14年4月1日設立)<特定>								
	(理事長:嶋口 武彦)								
目 的	駐留軍等及び諸機関のために労務に服する者(駐留軍等労働者)の雇入れ、提供、労務管理、給与及び福利厚生に関する業務								
	を行うことにより、駐留軍等及び諸機関に必要な労働力の確保を図ることを目的とする。								
▼主要業務 1 駐留軍等労働者の雇入れ、提供及び労務管理の実施(労働契約の締結、昇格その他の人事の決定を除く。)に関									
	行うこと。2 駐留軍等労働者の給与の支給(額の決定、給与の支払を除く。)に関する業務を行うこと。3 駐留軍等労働者の福利								
	厚生の実施(法令の規定により事業主、事業者又は船舶所有者でなければ行うことができないとされる事項、宿舎に供される行政								
	財産の管理、表彰(永年勤続に係るものに限る。)を除く。)に関する業務を行うこと。								
委員会名	防衛省独立行政法人評価委員会(委員長:東海 幹夫)								
分科会名	-								
	法 人:http://www.lmo.go.jp/								
ホームへ゜ーシ゛	評価結果: http://www.mod.go.jp/j/delibe/dokuritsu/gijiroku/index.html								
中期日標期間	5年間(平成18年4月1日~平成23年3月31日)								

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15 年度	H16 年度	H17 年度	第1期中期 目標期間	H18 年度	H19 年度	備考
<総合評価>	_	-	-	-	-	-	1. A、B、C、D の4段階評
<項目別評価>							価。ただし、委員の協議
1.業務運営の効率化							により特に優れた業務
(1) 業務の運営体制	$A \times 3$	$A \times 3$	$A \times 3$	-	A×5	$A \times 4$ $B \times 1$	実績を挙げていると判 断できる場合にはA+評
(2) 経費の抑制	$A \times 6$	A×6	A×6	-	А	А	価を行うことが可能。
(3) 職員の意識の高揚	$A \times 2$	$A \times 2$	$A \times 2$	-			2. なお、詳細な評価基準
2.国民に対して提供するサービス その他業務の質の向上							(手法)は第2部第2節1 (2)「評価基準等」を参
(1) 駐留軍等労働者の募集	А	$A \times 3$	$A \times 3$	-	$A \times 2$	$A \times 2$	照。 3. 平成 19 年1月9日に主
(2) 駐留軍等労働者の福利厚 生施策	A×2	$A \times 2$	$A \times 2$	-	A×3	$A \times 3$	3. 平成 19 年1月9日に主 務大臣が内閣総理大臣 から防衛大臣に変更さ
(3) 駐留軍等労働者の給与その他の勤務条件等に係る調査、分析、改善案の作成	A×3	$A \times 2$	$A \times 2$	-	А	$\begin{array}{c} A \times 1 \\ B \times 1 \end{array}$	れている。 平成17年度以前の評価 は内閣府独立行政法人
3.予算(人件費の見積もりを含 む。)、収支計画及び資金計画	А	А	А	-	А	А	評価委員会の評価結果を記載している。
4.短期借入金の限度額							4. 府省評価委員会は総合
5.重要な財産の譲渡等							評価自体について評定
6.剰余金の使途	А	А	A	-			を付さない取り扱いとし
7.その他主務省令で定める業務 運営に関する事項							ているため、総合評価に は「-」を記入している。
(1) 施設設備に関する計画							5. 府省評価委員会は、中
(2) 人事に関する計画	$A \times 2$	$A \times 2$	$A \times 2$	-	$A \times 2$	$A \times 2$	期目標期間の業務の実
8.年度計画以外の業務実績等							績について評定を付さな
(1) 随意契約の適正化						А	い取り扱いとしているため、第1期中期目標期間 には「-」を記入している。

2. 府省評価委員会による平成 19 年度評価結果(H20.9.5)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 全体として年度計画に沿って的確に業務が実施されており、中期目標の達成に向け着実に進捗しているものと認められる。
- 平成19年度は今中期目標期間の2年目であるが、中期目標を着実に達成すべく、機構の運営の効率化を図ることにより、年度計画に掲げている「年度平均4%の人員削減」を実施するとともに、「人件費概ね4%、物件費概ね2%の経費の抑制」について、平成20年度以降を見通し、その抑制率を大きく上回る経費の抑制を図っている。
- 本部事務所の機能が2箇所に分かれている状況については、業務運営の効率化及び機構法との関係で手続上の重大な課題を残している観点から望ましいものではなく、速やかに是正されたい。
- 今中期目標期間においても、支部の統合を含めての組織の見直し及び事務の効率化等を引き続き促進させ、その着実な実施によって、より一層の成果を上げていくことを期待する。また、計画に沿って事業を実施することにとどまらず、計画の前倒し着手に積極的に取り組み、成果の拡大を図ることを期待する。

(2)項目別評価

-/.	7 X D 3 4 F III						
	評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等			
	業務の運営体制 1(1) • 平成 18 年度人員数 380 人に対して 364 人とし、16 人削減。これにより前期中期目標期間の最終年度である平成 17 年度末の人員数 396 人に対して、各年度平均4%の削減率を達成。		し、16人削減。これにより前期中期目標期間 の最終年度である平成 17 年度末の人員数 396人に対して、各年度平均4%の削減率を	 機構全体で中期目標に定められた人員数 (職員数)の削減が進んでいる。さらに経費 の抑制との関係において、本部と支部の適 正な人員配置にも留意をされたい。 本部事務所は、東京都港区から東京都大田 区(本部として登記)に移転するとともに神奈 			

		の検討、諸手続の準備を行った上、平成 20 年2月に本部事務所を東京都大田区及び 神奈川県横浜市に移転。	川県横浜市(機構の本部業務を実質的に実施)に新たな事務所を設置した。しかしながら、(独)駐留軍等労働者労務管理機構法(機構法)第5条「主たる事務所を東京都に置く」という規定に適合しているかについて、国と機構との間で見解が異なっている。当委員会としては、機構法の枠内で業務を行うことが機構側の責務であり、機構役員会の決定等が国との関係において円滑になされていないと判断し、C評価とした。
国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上(駐留軍等労働者の給与その他の勤務条件等に係る調査、分析、改善案の作成)	2(3)	・ 民間企業における労働力確保のための施策の実態を調査するという観点から、「米軍基地が所在する関係都県の経済動向・雇用情勢」、「民間企業の労働力確保の現状と取り組み及び今後の見通し」等について調査・分析を実施した。	本件の調査・分析は、日本銀行、厚生労働 省資料の二次資料を用いた一般的分析に 留まり、具体性に欠けるためB評価とした。 例えば、この報告を受けて、機構が高齢者 あるいは女性をいかに活用することができる か、加えて若年層をいかに惹き付けるかという観点からの考察が必要と考える。

- 3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)
 - 平成 20 年2月に、主たる事務所を東京都港区から東京都大田区(本部として登記)に移転するとともに、神奈川県横浜市に新たな事務所(本法人の本部業務を実質的に実施)を設置したことについては、9月 16 日付けで防衛大臣から本法人に対し独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法(平成11 年法律第217 号)第5条の「主たる事務所を東京都に置く。」との規定に違反するおそれがあるとして、独立行政法人通則法(平成11 年法律第103 号)第65条第1項に基づく是正要求が出されている。今後の評価に当たっては、事務所の移転に関し、防衛大臣から本法人に対し是正要求が出されるに至った経緯及び対応状況を踏まえ、神奈川県横浜市に新たな事務所を設置した理由を明らかにした上で、評価すべきである。
 - 目的積立金について、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「当期総利益を計上していながら目的積立金を申請していない法人について、利益の発生要因を分析し目的積立金を申請していない理由等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で評価を行うべきである。」との指摘を行ったところであるが、平成 19 年度の評価結果をみると、約 1.6 億円の当期総利益を計上していながら目的積立金を申請していない理由等が業務実績報告書等で明らかにされていない。今後、財務内容の改善等に関する評価を行うに当たっては、当期総利益を計上しながら目的積立金を申請していない理由を明らかにさせるべきである。